

第 41 回京都府女性の船事業旅行業務仕様書

1 日程

令和 5 年 6 月 2 日（金）～6 月 5 日（月）

2 人数

39 名（内訳：参加者 30 名、スタッフ 9 名）

（参考 スタッフ内訳：府職員 7 名、医師 1 名、看護師 1 名）

3 行程

（1）令和 5 年 6 月 2 日（金）

時間(予定)	行程	備考
16:00-21:00	結団式準備等 (舞鶴市西駅交流センター) ・団旗の設置 ・机、イス、演台、衝立の配置 ・研修資料等の配布 ・受付・参加者誘導支援 など	・スタッフの指示に従い、 結団式運営の支援
21:00-21:30	結団式	
21:30-22:00	結団式片付け	
22:00-22:30	舞鶴港	・観光バスまたはタクシー 等で移動 ・移動中に宿泊に伴う諸注 意等を行うこと
22:30-	・団旗の設置 ・机、イス、演台、衝立の配置 ・研修資料等の配布 など	・スタッフの指示に従い、 フェリー内の会場設営支 援
23:00 頃	新日本海フェリーに乗船（宿泊） 小樽港に向け出港	・フェリーで移動

（2）令和 5 年 6 月 3 日（土）

時間(予定)	行程	備考
7:30-8:30	朝食	・参加者誘導
8:40-9:10	記念撮影	・参加者誘導 ※雨天時は別途調整する こと
9:20-10:20	団長講話	・スタッフの指示に従い、
10:30-12:00	班別学習会	研修運営の支援
12:00-14:00	昼食・休憩	・参加者誘導
14:00-16:00	班別学習会	・スタッフの指示に従い、

		研修運営の支援
16:00-18:00	全体発表・意見交換会	・スタッフの指示に従い、 研修運営の支援
19:15-20:30	夕食	・参加者誘導 ・下船準備
21:00	下船	・参加者誘導 ※団長・団長秘書は、下 船後に本行程から離脱
21:30	宿泊施設Aに到着	・観光バスまたはタクシー 等で移動 ・移動中に宿泊に伴う諸注 意等を行うこと

(3) 令和5年6月4日(日)

時間(予定)	行程	備考
7:00-8:30	朝食	・参加者誘導 ※医師・看護師は、朝食 後に本行程から離脱 (予定)
9:00-11:00	記念撮影・小樽運河見学	・添乗員1名及びスタッフ 1名は全行程を先導車に て移動 ・雨天時、記念撮影につい ては別途調整すること。 ・11:00に観光バスで出発
13:00-14:00	昼食(白老町近辺)	・参加者誘導
14:30-16:30	ウポポイ見学	・参加者誘導
16:30-17:30	女性活躍促進に係る交流会	・会場準備、参加者誘導
18:00	宿泊施設Bに到着	・観光バスで移動 ・移動中に宿泊に伴う諸注 意等を行うこと
18:30-20:30	夕食	・参加者誘導

(4) 令和5年6月5日(月)

時間(予定)	行程	備考
7:00-8:30	朝食	・参加者誘導
10:00頃	新千歳空港	・観光バスで移動 ・添乗員1名及びスタッフ 1名は新千歳空港までを 先導車にて移動

	伊丹空港	・航空機で移動 新千歳空港 12:30 以降発
17:00 頃	J R 京都駅にて解散	・観光バスで移動

※（１）から（４）の時間は予定であり、天候・交通事情等により大きく変更する必要がある場合は、京都府と協議すること。

4 留意事項

（１）新型コロナウイルス感染症対策について

- ・旅行中は、業界の定める業種別感染症対策ガイドラインに従い、新型コロナウイルス感染症対策に努めること。
- ・旅行中に発熱や感染を疑う体調異常のある者が発生した場合は、本人の同意を得た上で、近隣の医療機関等に連絡し、その指示に従うこと。
- ・有症状者が発生した場合は、他の参加者への感染を防止するために必要な措置を講じること。
- ・その他必要な対応については、状況によって京都府と協議した上で対応すること。
- ・なお、新型コロナウイルス感染状況により、本仕様書に定める実施内容の変更を行う場合がある。

（２）旅行傷害保険等について

受託者は、参加者及びスタッフについて舞鶴市西駅交流センター(6月2日)から京都駅(6月5日)間における次の要件を満たす団体用の保険に加入すること。

なお、上記に係る経費は、委託料には含めないこと。

死亡・後遺障害	1,500 万円
入院保険金日額	5,000 円
通院保険金日額	3,000 円
航空機欠航補償金額	25,000 円

（３）参加者について

介助を必要とする参加者があった場合は、対応について京都府と協議すること。

（４）スタッフについて

ア 団長・団長秘書について

- ・団長及び団長秘書は6月3日（土）のフェリー下船後、本行程から離脱することとする。
- ・移動先までに必要な宿泊先（道内）と航空機について、手配すること。
- ・上記に係る経費は、委託料には含めないこと。

イ 医師・看護師について

- ・医師及び看護師は6月4日（日）の朝食後、本行程から離脱することとする。
- ・宿泊施設A～新千歳空港～伊丹空港～京都駅の交通手段を手配し、それに係る経費を委託料から支払うこと。

(5) 添乗員について

受託者は、6月2日（金）の結団式から6月5日（月）の京都駅解散までの間、本旅行に添乗員を2名同行させること。

なお、本業務実施期間中における当該添乗員にかかる人件費、宿泊費及び食事代等も委託料に含まれるものとする。

(6) 観光バスについて

- ・大型バスを1台確保すること。
ただし、参加者の人数により台数や大きさを調整すること。
- ・北海道内ではバスガイドを添乗させること。
※小樽港～宿泊施設A、宿泊施設A～小樽運河までの移動を除く
- ・駐車場が必要な場合は確保すること。
- ・補助席は使用しないこと。
- ・有料道路通行料、駐車料については委託料から支払うこと。
- ・北海道内で使用するバスは、DVDの視聴ができるものとする。
- ・添乗員を1名配置すること。

(7) 先導車について

- ・6月4日（日）の全行程及び5日（月）の宿泊施設Bから新千歳空港間については、添乗員1名及びスタッフ1名が乗る先導車を用意し、各会場の準備等を行うこと。
- ・駐車場が必要な場合は確保すること。
- ・有料道路通行料、駐車料については委託料から支払うこと。

(8) 記念撮影について

- ・フェリー及び小樽運河の2箇所にて記念撮影を行うこと。
ただし、雨天の場合や特別の事情により撮影できない場合は、別途場所を設定すること。
- ・写真は6月5日（月）以降に電子データを京都府に納品すること。

(9) 結団式について

結団式は舞鶴市西駅交流センターで実施し、会場の申込手続き及び経費の支出は京都府が行う。

(10) 6月4日（日）の昼食について

- ・白老町近辺で、昼食(1,500円)を用意すること。
- ・昼食に係る経費については見込みであり、前後する場合は京都府と協議すること。

(11) ウポポイ見学について

- ・施設見学のために必要とされる申込等を行い、入場料を委託料から支払うこと。
- ・有料の体験プログラムや、博物館の特別展示など、入場料以外に追加料金が必要なものは利用しないこととする。

(12) 女性活躍促進に係る交流会について

- ・女性活躍促進に係る交流会は白老町内で行う。
- ・講師の依頼や会場の申込手続きは京都府が行うこととし、委託料から経費を支払うこと。

(13) 新日本海フェリーについて

ア 新日本海フェリーの客室は、乗船から下船まで次の部屋等を確保すること。

研修利用

- ・コンファレンスルーム 1室
- ・デラックスA和室 5室

宿泊利用（1名1室利用とすること。）

- ・参加者用（ステートB洋室ツイン30室）
- ・スタッフ用A（デラックスA洋室4室）
- ・スタッフ用B（ステートB洋室ツイン5室）
- ・予備用（デラックスA洋室2室）

イ 新日本海フェリーの運賃には宿泊料、アメニティ、バスタオル、ペットボトルのお茶1本(500ミリリットル)の料金も含まれるものとする。

ウ 食事について

- ・参加者が一堂に会して食事できる場所を確保すること。
- ・朝食(1,050円)、昼食(1,690円)、夕食(2,200円)、飲み物（夕食時のみ、660円）を用意すること。
- ・朝食、昼食、夕食、飲み物に係る経費については見込みであり、前後する場合は京都府と協議すること。また食物アレルギーを有する参加者、スタッフがいる場合は対応した食事を手配すること。

(14) 宿泊施設Aについて

ア 宿泊施設Aは、次の要件をいずれも満たすものとする。

- ・小樽港から車で30分以内に到着できるホテル又は旅館であること。
- ・業界が定める業種別感染症対策ガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染症対策が講じられている施設であること。
- ・消防用設備等必要な体制が備わっている安全でかつ信用のある施設であること。
- ・車椅子用ボタンを備えたエレベーターが設置されていること。
- ・小樽港から到着後1時間以上売店が利用又は延長利用が可能であること。
なお、隣接施設の利用でも可。
- ・小樽港から到着後2時間以上大浴場が利用又は延長利用が可能であること。

- ・朝食については、参加者が一堂に会することなく、各自適宜に取ることにする。
- イ 客室は、次の要件をいずれも満たすものとする。**
- ・全て禁煙室を確保すること。ただし、禁煙室の部屋数が足りないなどにより確保が難しい場合は、十分に消臭処理を行うことを条件とし、喫煙室の利用も可とする。
 - ・シャワー、バスタブ、トイレを備えていること。
 - ・参加者の客室はシングル(洋室)の客室 30 室(30 名分)を確保すること。
ただし、施設内のシングル客室が 30 室未満等で上記のとおり確保できない場合は、ツイン(洋室)の 1 名利用も可とする。
また、客室の広さは 1 室あたり 15 平方メートル以上とすること。
 - ・スタッフの客室はシングル(和洋どちらでも可)の客室を 7 室確保すること。
- ウ 宿泊施設 A の宿泊料等については次のとおりとする。**
- ・宿泊料には朝食、入湯税の料金も含まれるものとする。また食物アレルギーを有する参加者、スタッフがいる場合は対応した食事を手配すること。

(15) 宿泊施設 B について

- ア 宿泊施設 B は、次の要件をいずれも満たすものとする。**
- ・バスで、ウポポイから 1 時間以内かつ新千歳空港から 2 時間以内に到着できるホテル又は旅館であること。
 - ・業界が定める業種別感染症対策ガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染症対策が講じられている施設であること。
 - ・消防用設備等必要な体制が備わっている安全でかつ信用のある施設であること。
 - ・車椅子用ボタンを備えたエレベーターが設置されていること。
 - ・24 時まで大浴場が利用又は延長利用が可能であること。なお、隣接施設の利用でも可。
 - ・参加者が一堂に会して夕食を取ることができる場所を備えていること。
なお、イス、テーブル席とすること。
 - ・夕食後に、参加者が一堂に会し交流を持つことができる場所を確保し、経費を委託料から支払うこと。
 - ・朝食については、参加者が一堂に会することなく、各自適宜に取ることにする。
- イ 客室は、次の要件をいずれも満たすものとする。**
- ・全て禁煙室を確保すること。
 - ・シャワー、バスタブ、トイレを備えていること。
 - ・参加者の客室はシングル(洋室)の客室 30 室(30 名分)を確保すること。
ただし、施設内のシングル客室が 30 室未満等で上記のとおり確保できない場合は、ツイン(洋室)の 1 名利用も可とする。
また、客室の広さは 1 室あたり 15 平方メートル以上とすること。
 - ・スタッフの客室はシングル(和洋どちらでも可)の客室 5 室を確保すること。
- ウ 宿泊施設 B の宿泊料等については次のとおりとする。**
- ・宿泊料については夕食及び朝食、入湯税の料金も含まれるものとする。

- ・夕食の際には飲み物（1,000円）を用意すること。飲み物に係る経費については見込みであり、前後する場合は京都府と協議すること。
- ・食物アレルギーを有する参加者、スタッフがいる場合は対応した食事を手配すること。

(16) 航空機について

- ・京都駅で17時30分までに解散できるよう、航空機を確保すること。ただし、航空機の出発時刻は12時30分以降とする。
- ・参加者、スタッフが全員同じ航空機に乗れるよう、座席を35席確保すること。

(17) その他の経費について

次の経費を計上の上、受託者において必要となった額の支払を行うこと。

- ・女性活躍促進に係る交流会の経費（講師謝礼金、機器使用料等）については、50,000円(税込)を計上すること。

(18) 参加者・スタッフからの徴収について

- ・食事、宿泊等に係る経費として、参加者から38,000円徴収すること。
- ・スタッフからは以下の経費を徴収すること。
 - ・6月3日（土）の昼食、飲み物（夕食時）に係る経費
 - ・6月4日（日）の昼食、飲み物（夕食時）に係る経費
- ・徴収は参加者及びスタッフからの口座振込によること。
- ・参加者及びスタッフから参加辞退があった場合は、徴収した金額を口座振込により本人へ返金すること。

なお、上記の経費は、委託料に含めないこと。

(19) 下見について

ア 次の要件をいずれも満たす6月2日（金）の行程の下見を行うこととし、これに係る経費を計上すること。ただし、スタッフの鉄道・バス利用に係る経費は委託料に含めないこと。

- ・令和5年4月もしくは5月中に新日本海フェリー「はまなす」若しくは「あかしあ」及び舞鶴市西駅交流センターの下見をスタッフ3名が行う際に、添乗員1名を同行させること。
- ・当該添乗員にかかる人件費等も委託料に含まれるものとする。
- ・東舞鶴駅から舞鶴フェリーターミナル間の往復のタクシーを手配し、経費を委託料から支払うこと。
- ・新日本海フェリーにおいて朝食、昼食、夕食を各1食用意するとともに、以下の施設を見学できるよう手配すること。
 - ・コンファレンスルーム
 - ・デラックスA和室 1室
 - ・参加者用（ステートB洋室ツイン1室）
 - ・スタッフ用A（デラックスA洋室1室）

- ・食堂（レストラン）

イ 次の要件をいずれも満たす6月3日（土）から6月5日（月）の行程の下見を行うこととし、これに係る経費を計上すること。ただし、スタッフのバス・航空機利用に係る経費及び宿泊に係る経費は、委託料に含めないこと。

- ・令和5年4月もしくは5月中に北海道及び伊丹空港の下見を、1泊2日でスタッフ3名が行う際に、添乗員1名を同行させること。
- ・当該添乗員にかかる人件費、宿泊費及び食事代等も委託料に含まれるものとする。
- ・移動手段は次のとおりとし、手配を行うこととする。

京都駅（6:00以降に出発）～伊丹空港：バス

伊丹空港～新千歳空港：航空機

新千歳空港～小樽運河～宿泊施設A～白老町～宿泊施設B～新千歳空港：自動車

※自動車利用に係る経費は委託料に含まれる。

新千歳空港～伊丹空港：航空機

伊丹空港～京都駅間（22:00までに到着）：バス

- ・次の施設等の下見することとし、手配を行うとともに入場料等が必要な場合は経費として計上すること。なお、各施設等の滞在時間は、施設等を利用するに当たって内容が把握できるだけの時間を確保すること。

新千歳空港

小樽運河

女性活躍促進に係る交流会場

宿泊施設A

宿泊施設B

伊丹空港

- ・宿泊施設は6月4日（日）に宿泊する宿泊施設Bの客室を朝食・夕食付きで3室手配するとともに、夕食で提供されるメニューと同程度のものとする。また食物アレルギーを有するスタッフがいる場合は対応した食事を手配すること。

(20) 委託料の執行・精算について

経費の各項目で増減が生じた場合は、委託料の範囲内で執行することとし、精算方法は次に定めるとおりとする。

ア 参加人数・スタッフが減少した場合

- ・参加者・スタッフの人数にて算出される経費（食事代、宿泊代、交通費、施設利用料等）の単価に人数を乗じた額から、取消料を控除した額（以下「参加者の減少に係る剰余金」という。）を契約代金から減ずる。
- ・ただし、参加者の減少にかかる剰余金を他の項目に流用する場合は、京都府の了解を得ること。また、その際は流用後の剰余金の額を契約代金から減ずる。

イ 項目（17）の経費に剰余金が生じた場合

- ・項目（17）について、必要となった額の支払後に生じた剰余金を契約代金から減ずる。
- ・ただし、必要となった額の支払後に生じた剰余金を他の項目に流用する場合は、京

都府の了解を得ること。また、その際は流用後の剰余金の額を契約代金から減ずる。

(21) 変更契約の締結について

参加予定人数を増加させる必要が生じた場合や下見の結果や新型コロナウイルス感染症・災害の発生等により行程に大幅な修正が必要となった場合、委託料が増減した場合は、京都府と受託者が協議の上、変更契約を締結するものとする。

なお、京都府の責に帰さない事由による延期の場合の取消料の取扱いについては、京都府と受託者が協議するものとする。